

2025 年 11 月 13 日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者名 代表取締役
会長執行役員 CEO 吉田 真也
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 コーポレート部門管理グループ
総務部長 小河 真
T E L 03-6361-1881

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 14 日付で開示いたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025 年 10 月 14 日付当社開示」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2025 年 12 月 15 日までの間、整理銘柄に指定された後、2025 年 12 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は 2025 年 10 月 14 日付当社開示に記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、18,812,083 株を 1 株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

94,060,414 株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

94,060,419 株（自己株式を含む。）

(注) 当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、2025年12月17日付で自己株式310,764株（①当社が2025年8月7日付で公表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年6月30日時点で当社が所有していた自己株式数409,174株から当社の役員報酬Board Incentive Plan信託（以下「BIP信託」といいます。）が所有していた当社株式数364,466株を控除した数である44,708株、及び②2025年12月17日までに当社がBIP信託から無償取得する予定の当社株式数266,056株の合計数に相当します。）を消却することを決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

5 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- ① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、大成建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び前田建設工業株式会社（以下「前田建設工業」又は「本不応募合意株主」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨

てられます。)に相当する数の当社株式(以下「本端数合計株式」といいます。)を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び前田建設工業のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年12月16日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月17日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が、2025年8月12日から2025年9月24日までの30営業日を買付け等の期間として行った、当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における買付け等の価格と同額である1,750円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
大成建設株式会社(公開買付者)

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を自己資金にて賄うことを予定しているとのことです。公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、楽天銀行株式会社及び株式会社みずほ銀行の2025年8月7日及び8日時点の預金残高に係る同日の残高証明書を提出しており、また、公開買付者によれば、2025年8月7日以降、1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのことです。

したがって、当社は、本端数合計株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数合計株式を公開買付

者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年2月を目途に公開買付者において買取りを行う方法により当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、当該許可取得から1カ月程度を目途に、順次、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2025年10月14日付当社開示に記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係るが原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、当該定款の一部変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月18日に効力が発生する予定です。

3. 株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2025年11月13日（木）（本日）
---	------------	--------------------

②	整理銘柄指定日	2025 年 11 月 13 日（木）
③	当社株式の最終売買日	2025 年 12 月 15 日（月）（予定）
④	当社株式の上場廃止日	2025 年 12 月 16 日（火）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2025 年 12 月 18 日（木）（予定）

以 上